

平成29年度大磯町教育委員会第12回定例会議事録

1. 日 時 平成30年3月23日（金）
開会時間 午前9時00分
閉会時間 午前10時00分
2. 場 所 大磯町郷土資料館別館 旧吉田茂邸 地下1階研修室
3. 出席者 野島 健二 教育長
曾田 成則 教育長職務代理者
青山 啓子 委員
長嶋 徹 委員
仲手川 孝 教育部長
宮代 千秋 学校教育課長
山口 友紀子 学校教育課副課長
森田 敏幾 参事（政策担当）
瀬戸 克彦 子育て支援課長
佐川 和裕 参事（歴史・文化担当）
山口 章子 生涯学習課長
國見 徹 生涯学習課郷土資料館長
早崎 薫 生涯学習課図書館長
秋本 篤史（書記）学校教育課教育総務係長
4. 欠席者 なし
5. 傍聴者 2名
6. 教育長報告
7. 付議事項
議案第17号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について
議案第18号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について
議案第19号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について
8. 協議事項
協議事項第1号 給食食材の放射性物質濃度の測定について
9. 報告事項
報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について
報告事項第2号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について
10. その他

(開 会)

教育長) それでは、ただいまから、平成29年度大磯町教育委員会第12回定例会を開催いたします。本日の会議の内容ですが、付議事項が3件、協議事項1件、報告事項2件でございます。

本日は5名全員、出席しておりますので、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項の規定により、定例会は成立いたしました。

なお、本日は傍聴を希望される方が見えておりますので、大磯町教育委員会会議規則第12条及び第17条の規定により、傍聴を許可いたします。暫時休憩します。

暫時休憩ののち傍聴人が入室し再開した。

(平成29年度第11回定例会議事録の承認)

教育長) 「平成29年度第11回定例会議事録」は、1ページから11ページに記載のとおりでよろしいでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、「平成29年度第10回定例会議事録」については、ご承認いただいたものとします。

教育長報告

教育長) それでは、2月定例会開催後の平成30年2月24日から本日までの教育委員会諸行事等について報告させていただきます。

2月15日から始まりました3月議会定例会は、2月22日に総括質疑、2月26日・27日に一般質問、3月6日、8日に教育委員会関係の予算特別委員会が行なわれ、3月19日に閉会いたしました。平成30年度予算につきましては、提案どおり可決されました。議会審議の概要につきましては、4月の定例会において事務局からご報告いたします。

3月13日、昨年4月1日から一般公開を開始した旧吉田茂邸の観覧者数が、開館後281日目で10万人に達成いたしました。詳細につきましては、後ほど事務局より報告いたします。

3月7日、小・中学校、幼稚園、保育園において、シェイクアウトおおいそ「学校いっせい防災行動訓練」を実施しました。

3月9日、大磯・国府両中学校で卒業式が行われました。その後、生沢分校、各小学校、幼稚園及び保育園におきましても、「卒業式・修了証書授与式・卒園式」が行われました。教育委員の皆様にはお忙しい中、ご参列いただきまして、ありがとうございました。

その他の諸行事につきましては執行状況表のとおりです。

なお、今後の予定につきましては、執行予定表をご参照ください。

次に、2月定例会から本日までの間に、教育長に委任された事務で重要なものに関すること、専決した事項に関するについて報告いたします。

第11回定例会で決定いたしました、大磯町教育委員会表彰規程に基づく文化スポーツ優秀者の表彰について、3月7日大磯中学校、国府中学校におきまして、それぞれ実施いたしました。学校教育及び社会教育の表彰につきましては、本日定例会終了後に実施の予定です。

本日の報告は、以上でございます。

教育長) それでは、議事に入ります。本日の議事進行につきましては、議案第19号が人事案件となりますので、はじめに議案第17号、議案第18号について審議し、次に協議事項1件、続いて、報告事項2件を扱い、その後、議案第19号の順で審議を進めてまいりたいと思います。ご協力をお願いします。

議案第17号 学校教育法施行細則の一部を改正する細則について

学校教育課副課長) 議案第17号学校教育法施行細則の一部を改正する細則について説明させていただきます。

説明資料をおめくりいただき、資料1をご覧ください。小学校・中学校指導要録の様式の変更の概要につきまして、まず、学習指導要領の一部を改正する告示（平成27年3月文部科学省）により、道徳の時間を「特別の教科 道徳」として位置付け、平成30年度から小学校において、平成31年度から中学校において教科としての道徳が全面実施となります。これに伴い、学籍並びに指導の過程及び結果の要約を記録し、その後の指導及び外部に対する証明等に役立たせるための原簿となる小学校児童指導要録・中学校生徒指導要録及びその抄本の様式を改める必要があるため、教育委員会の承認を求めるものでございます。

資料2の1ページからご覧ください。新旧対照表がございます。先ほども説明したとおり、この4月から小学校において「特別の教科 道徳」が全面実施されることから、この規則を平成30年4月1日から施行したいと考えております。

おめくりいただきまして、2ページ、第19号様式の2の「改正案」をご覧ください。上の段に、1～6学年分の「特別の教科 道徳」を評価する欄を、新たに設けました。3ページは2ページの裏面になりますが、特に変更はございません。

次におめくりいただきまして、4ページ、小学校児童指導要録抄本にも、右側中ほどに「特別の教科 道徳」を入れました。議案3ページのほうが見やすいかと存じますので、そちらもあわせてご参照ください。

次に5ページ、中学校の新旧対照表にまいります。同じく左側の改正案、右中ほどに、「特別の教科 道徳」の欄を設けました。おめくりいただきまして、6ページは、5ページの裏面になりますが、特に変更はございません。

最後に7ページ、中学校の生徒指導要録抄本にまいります。同じく右側の中ほどに、「特別の教科 道徳」の欄を設けました。議案6ページのほうが見やすいかと存じますので、あわせてご覧ください。

説明は以上になります。ご審議をよろしくお願ひいたします。

質疑応答)

青山委員) 新しく道徳の教科が入ることですけれど、必要なところに道徳についてのスペースが入ったわけですけど、これは指導要録の変更ということで、全国的に同じような形をとっているのか、大磯町独自のものなのか、全国的に統一されているものなのでしょうか。

学校教育課副課長) 文部科学省から参考様式という形で示されていますが、こちらは大磯町で作成したものになります。

曾田委員) 以前から気になっていたのですが、先生の経験の差によって、文章の表現など、様々なことが出てくると思うのですが、そのことによって子どもたちへの教育に差が生ずることのないよう、十分に注意していかないといけない。表現の違いで親も見るわけですから、十分に気を付けていただけたとありがたい。

学校教育課副課長) 道徳が教科となり評価も含まれるということになり、大磯町としても教員の研修会実施の機会を何度か設けさせていただいており、評価についての研修をおこなってきています。

評価については、クラス担任だけが係わるのではなく、学年の中で、または学校全体で見合うようにしておりますので、そちらも気を付けながら全面実施に向け準備をしていきたいと思っております。

曾田委員) いろいろな研修会に私も参加させていただき、有意義であったと思いますが、先生方の個々によって表現の仕方が違いますので、その辺を十分気を付けてお願いしたいと思います。

教育長) 質疑を打ち切ります。討論を省略し採決に入ります。議案第17号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第17号「学校教育法施行細則の一部を改正する細則について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

議案第18号 大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について

学校教育課副課長) 議案第18号、大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について、説明をさせていただきます。

説明資料1ページの教科用図書の採択をする理由をご覧ください。本件につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項、同法施行令第14条第2項並びに学校教育法附則第9条の規定により提案するものです。

特別支援学級で使用する教科用図書は、学校教育法附則第9条の規定の規定に基づき、文部科学大臣の検定を経た教科用図書以外の一般図書及び文部

科学省が著作の名義を有する教科用図書の中から、教科用図書を選定することができます。

今回、一般図書のご審議をお願いしますが、視覚障害のお子さんへの支援として拡大教科書を選定しております。これは保護者との就学相談や関係機関等の意見を伺いながら、お子さんのニーズに合わせた教科用図書を使用することが望ましいと判断したためです。

従いまして、新たに採択する特別支援学級で使用する教科用図書一覧を別紙のとおり掲載し、採択したいというものでございます。

なお、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令第15条第1項の規定により、文部科学省の検定を経た教科用図書以外の図書を選定する場合は1年ごとの採択となります。

補足説明につきましては以上でございます。どうぞご審議のほどよろしくお願ひいたします。

質疑応答)

青山委員) 拡大教科書ということで、視覚について拡大教科書の文字は何ポイントのものが使われているのかということと、教科書を思い浮かべると主要な文章の文字の大きさとか、ルビや補足した所に少しポイントを小さくした字があるなど、教科書を開くと色々なサイズの文字があると思います。主たる文書だけ大きくして、他の小さい文字が相変わらず少し小さいわけですよね。そういうことについて見やすいかどうかについては、どのように考えていらっしゃいますか。

学校教育課副課長) この拡大教科書というのは、弱視児童生徒のために検定済みの教科書の文字や図形を拡大等して複製して、図書として発行しているものです。教科書の中に在る文字や図形を見やすいようにそれぞれ拡大してというものですございます。詳しくは、一覧の方に30ポイントとか、26ポイントなどと書いておりますので、そちらを参考にしていただければと思います。教科の特性によっても、文字、図の大きさは変わってまいります。

青山委員) 対象となるお子さんが、何ポイントのものが必要かということについては確認済みであるということでおよろしいでしょうか。

学校教育課副課長) 就学相談をする中で、これを使用するお子さんが、こちらの教科用図書を使えば教育的配慮に対応することができるということで、こちらのポイントの文字の教科書を使っていきましょうということで、保護者との合意形成ができております。

青山委員) しっかりと相談ができていて、その子どもさんに不利益がないよう、しっかりと準備できているのならば良いかと思います。

曾田委員) 対象となる個々人の状況は違うと思いますが、過去にこのような事例はありましたでしょうか。

学校教育課副課長) こちらの教科書、第9条の規定により採択するのですけれども、大磯町では実は今までこの第9条で採択を行ったことはございませんでした。しかしここで4月からニーズがあるということで、初めて新たにこのような選定を行うものでございます。

長嶋委員) 対象となるのは大磯小学校の1名だけということになりますか。

学校教育課副課長) 個人的な情報になる部分は控えさせていただきますが、この4月からこの拡大教科書を使う必要があるお子さんがいるということをご理解いただければと思います。

教育長) 質疑を打ちります。討論を省略し採決に入ります。議案第18号について、原案どおり、ご異議ありませんでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) 異議なしの声がありましたので、議案第18号「大磯町立小学校の特別支援学級で使用する教科用図書の採択について」は、原案どおりご承認いただいたものとします。

協議事項第1号 給食食材の放射性物質濃度の測定について

学校教育課長) 協議事項第1号、給食食材の放射性物質濃度の測定についてご説明いたします。

協議資料の1ページをお開きください。測定開始の経緯につきましては、平成24年9月以降から平成28年度までの状況については、これまでご説明してきましたとおりであります。

平成29年4月からの小学校、中学校、保育園の給食につきましては、昨年、平成29年3月の教育委員会定例会でご協議をいただき、月に1回、1週間分の検査に変更して実施してきました。なお、中学校給食につきましては、昨年10月16日から休止となっております。

平成29年度の測定結果は、資料2ページのとおりで、同様の結果を町ホームページにも公表しています。すべての測定結果は不検出（基準値以下）であります。

今後の測定（案）についてですが、市場に流通している食材は安全が確認されていることを前提としつつも、子どもたちの健康を守り、保護者の方々の不安等を軽減するために給食食材の放射性物質濃度の検査を実施してきたところであります。これまでの検査結果は、すべて放射性物質濃度が基準値以下であることから、現在の学校給食においては児童の健康は守られていることが確認されており、保護者の方々の不安も軽減されていると考えられます。

そこで、今後の測定についての提案になりますが、このような状況も踏まえて、平成30年度における小学校及び保育園給食の放射性物質濃度の測定は継続していくものとしますが、実施方法については、大磯小学校、国府小学校、国府保育園、それぞれ年4回（3ヶ月に1回、1週間分の検体）実施していくものとします。但し、今後、放射線濃度が上昇するなど、状況が変化した際には検査の実施回数や方法について再考するものとする。

説明につきましては、以上です。ご協議をよろしくお願ひいたします。

質疑応答)

教育長) それでは、事務局から説明がありましたとおり、給食食材の放射性物質濃度の今後の測定について協議したいと思います。ご質問やご意見がありましたらお願ひいたします。

青山委員) 現在の検査結果をみる限り、検査の回数を減らしていくということには異論が無いところです。でも、福島第一原子力発電所の廃炉作業のことが伝えられていますけれども、これから中心部分にある溶解したデブリの撤去作業とか、色々な難しい作業が開始される中で、放射性物質が広がるということは二度とないと思いますが、十分に注意を払いながら子どもたちの口に入るものですから、何か状況が変化した場合には、対処するという姿勢でいければよいかと思います。

学校教育課長) ただいま青山委員から、何か状況が変化した際には、再度、安全・安心ということで対処していくようにというお話がありましたが、今後、そのような状況の変化はあってはならないことですが、そのような事態が生じた際には、児童生徒の安全・安心ということを考えて、早急な対応に努めていきたいと考えております。

教育長) よろしいでしょうか。それでは、以上の意見を踏まえて、検査機関である東海大学工学部原子力工学科との調整を進めてまいります。

報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について

学校教育課長) 報告事項第1号 教育長職務代理者の指名について、ご報告いたします。報告資料のかがみをおめくりください。

現在、平成30年3月17日付で教育委員に再任となった曾田委員が引き続き教育長職務代理者に教育長から指名されております。曾田委員におかれましては、昨年2月1日から教育長職務代理者の職に就かれ、3月末で1年2か月を迎えるところであります。教育長職務代理者の職については、期間については、原則1年程度を目安とし、年度を一つの区切りとして、任期は4月1日から翌年3月31日として整理していくこととしまして、4月1日以降の教育長職務代理者につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項で「教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。」と規定されておりますので、その規定に基づき、本日、平成30年3月23日に、長嶋徹委員が教育長から指名されたことについて、ご報告いたします。

なお、任期は、平成30年4月1日から平成31年3月31日の1年間としております。報告は、以上です。

質疑応答) なし。

報告事項第2号 教育委員会関連事業の実施及び結果報告について

生涯学習課長) 報告事項第2号教育委員会関連事業の実施及び結果報告についてご説明いたします。表紙を1枚おめくりください。関連事業の実施及び結果報告の一覧表です。本日の報告は生涯学習課のみとなります。

2月25日、図書館教養講座「地図と地形からみた神奈川の鉄道」の開催については、前回定例会でご報告しました。1ページにおいてその結果をお示ししていますのでご参考ください。

3月10日、児童文学講演会「絵本と紙芝居のふしぎなふふふの違い」の開催については、前事業同様、2月定例会でご報告しました。2ページにおいてその結果をお示ししていますのでご参考ください。

同じく3月10日、OISO学び塾・明治150年記念「ハワイの開拓の先駆者／後藤潤の実施についても、前回定例会でご報告しました。3ページにおいてその結果をお示ししています。全2回の開催となった本講座は、郷土資料館研修室において実施しました。1回目は81人、2回目は67人と当初定員40人のところ、大幅にお申し出があり、大勢のご参加のもと開催ができました。

また、3月13日の14時40分頃、旧吉田茂邸の観覧者数が10万人に達成しました。4ページでお示しをしていますが、藤沢在住の犬塚宣夫さんが該当者となり、町長から認定書、記念品等が授与されました。

明後日3月25日には、第7回目となる大磯チャレンジライブを開催いたします。前回定例会にてチラシをお配りしましたが、本日とプログラムをお配りしました。7グループによる演奏を行います。

4月20日には大磯町指定民俗資料あります、高麗の山神輿が行われます。5ページをご覧ください。本年の実施は4月20日(金)の18:00頃から実施されます。教育委員会生涯学習課としては、実施にあたり支援を行っています。

一つには、おおいそ広報等への周知、二つ目として町指定文化財保存管理奨励交付金の交付、三つめとして、親綱の引手募集への支援があります。一つには、「大磯町と東海大学の包括的な提携業務に関する協定書」に基づく協力依頼として、東海大学の学生の皆さんに参加をお願いしています。平成29年参加学生は15名でした。本年もまた、曾田委員にご協力・ご助言をお願いしております。下の写真は昨年の学生参加の様子です。また、一般公募も行っており、昨年度の参加者は1名でした。

4月26日には、明治150年・OISO学び塾Iとして「日本の夜明け 咸臨丸の渡米と小笠原諸島の開拓～ジョン万次郎の航海術と先見の明」と題した講演会を開催します。6ページをご覧ください。

場所は郷土資料館本館研修室を使用し、講師に大磯町在住で、直系曾孫、作家活動をされている中濱武彦氏を迎え、咸臨丸に通訳として乗船し巧みな航海術を披露した、幕末から明治にかけて日本の夜明け時代を生きたジョン万次郎の航海術と小笠原諸島の開拓について、講和いただく予定です。

生涯学習課関連事業の実施及び結果報告は以上です。

質疑応答) なし。

議案第 19 号 教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について

教育長) 議案第 19 号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」は、人事案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項及び大磯町教育委員会会議規則第 12 条の規定により、審議については、秘密会としたいと思いますが、いかがでしょうか。

各委員) 異議なし。

教育長) ご承認いただきましたので、議案第 19 号の審議については秘密会といたします。暫時休憩します。

***** 秘密会 *****

教育長) それでは、休憩を閉じて、公開の会議を再開します。

ただいま、秘密会において審議いたしました、議案第 19 号「教育委員会事務局職員及び教育施設等の職員の人事異動について」は、原案どおり承認されましたことをご報告いたします。

(その他)

教育長) では、次回の会議について事務局から報告をお願いいたします。

事務局) 次回の教育委員会定例会は、4月 20 日、金曜日、午前 9 時から、大磯町役場 4 階第 2 委員会室で開催予定です。

教育長) それでは、以上をもちまして、平成 29 年度 大磯町教育委員会第 12 回定例会を閉会いたします。お忙しい中、ご審議いただきまして、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(閉会)

会議の経過を記載し、その相違ないことを証しここに署名する。

平成30年4月20日

教 育 長 _____

教育長職務代理者 _____

委 員 _____

委 員 _____

委 員 _____